林　務　課

労働安全衛生規則が改正されます！

【改正の背景】

近年、長崎県のみならず、全国的に人工林が主伐期を迎えています。それに伴い、伐木作業が増えてきていますが、そこで第一に考えるべきことは「安全対策」です。林業での労働災害の発生率は、他産業よりも比較的高く死亡者数は年間40人前後で推移しており、また、死亡災害の約６割がチェーンソーによる伐木作業時に発生しています。

そこで厚生労働省は、伐木作業における労働災害を防止するために、林業のみならず土木工事業、造園工事業等の伐木作業を行うすべての業種を対象に、労働安全衛生規則の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

○伐木作業における危険防止のための新たな規定（安衛則の改正）

- 受け口を作らなければならない対象が「胸高直径20cm以上」に変更など、立木伐倒時の措置を義務化。
- 事業者に対して、かかり木が生じた場合、速やかな処理対応を義務化。また、事業者及び労働者に対して、かかり木を処理する際に、浴びせ倒しの禁止等の禁止事項を規定。
- 立入禁止の範囲に「かかり木処理を行っている場所の下方」及び「伐倒立木の樹高の2倍の長さを半径とする円の内側」等を追加。
- 事業者はチェーンソーを用いて伐木作業を行う労働者に対し、下肢の切創防止用保護衣を着用させることを義務付。

○チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増加（安全衛生特別教育規定の改正）。

上記の改正により、今までに労働安全衛生特別教育を修了した方も新たに研修を受講する必要があります（科目によっては一部免除有）。詳しい内容を知りたい方は、下記の問合せ先までご連絡ください。

また、厚生労働省のホームページでは周知用リーフレットも掲載されていますので、そちらもご参照ください。

●掲載箇所：https://www.mhlw.go.jp/content/000490976.pdf

～各種問合せ先～
五島振興局林務課　TEL：0959-72-2094　　新上五島町駐在　TEL：0959-52-4650